

復興整備計画
(第2回変更)

宮古市・岩手県

平成24年12月25日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

宮古市のおと（別添の復興整備事業総括図のとおり。）

2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- ①「宮古市東日本大震災復興計画」に定める復興対策を迅速かつ着実に実施することにより被災地の復興を推進し、「宮古市総合計画（平成23年3月策定）」に掲げる都市の将来像「『森・川・海』とひとが共生する安らぎのまち」の実現を図る。
- ②数十年から百数十年に一度程度の発生頻度の高い津波に対しては、防潮堤等の海岸保全施設により市街地等への津波の浸水を防ぐ。
- ③千年に一度程度の発生頻度の低い最大クラスの津波に対しては、安全な場所への移転や地盤の面的嵩上げ、避難道路の整備等を行う「ハードによる防災対策」と円滑な避難方法、用途規制、防災教育等の「ソフトによる防災対策」を組み合わせた多重防災型まちづくりにより津波による被害を最小化する。
- ④安心して暮らすことのできる住環境の確保と経済に活力を生み出すための産業基盤の集積を図る土地利用を目指す。
- ⑤被災した農地や農業用施設等の早期復旧により、農業の復興・再生を図る。

3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

- ①最大クラスの津波のときに想定される浸水深に応じて災害危険区域を設定し、このうち、海岸保全施設等の整備後も一定以上の浸水深が想定される区域内については、住宅の建築の禁止（高台等への移転）あるいは浸水深に応じた地盤の嵩上げや建物の建築構造規制により安全性を高める。
- ②海岸保全施設を整備しても津波による浸水の危険性が高い区域や海岸保全施設の外側の区域については、産業復興エリア、公園エリア、農業エリアとして土地利用の再編を図る。この場合においても、避難施設や避難路などの整備により安全性を確保する。
- ③浸水が想定される区域周辺の高台等において、移転先となる住宅復興エリア、漁業集落復興エリアを配置するとともに、必要に応じて災害公営住宅を整備する。防潮堤の整備や地盤の嵩上げ等により浸水の恐れがない区域においては、住宅復興エリアを配置し、必要に応じて災害公営住宅を整備する。
- ④移転跡地については、防災林、公園、漁業関連用地、農業用施設用地等としての活用や、産業復興エリアとして産業の再生を図る。
- ⑤津波による浸水被害を受けた農地については、農地として復旧することを基本とする。

(2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

- ①津波による浸水被害が想定される集落（中ノ浜、宿、日出島地区）については、集団移転促進事業（(4)-A）により高台の住宅団地（崎山地区）を整備し、被災した住居の集団的移転を図る。また、その整備した団地内においては、災害公営住宅整備事業により災害公営住宅を整備する。
- ②津波による浸水被害が想定される漁業集落（追切、浦の沢地区、摂待地区）については、漁業集落防災機能強化事業（(13)-A,B）により高台の住宅地を整備し、被災した住居の移転を図る。

(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事 業 区 分	図面記号	事 業 に 係 る 事 項
(1)市街地開発事業		
(2)土地改良事業		

(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業	(4)-A 地区	事業名称：集団移転促進事業（崎山地区） 実施主体：宮古市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度
(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業		
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	(13)-A 地区	事業名称：漁業集落防災機能強化事業（追切・浦の沢地区） 実施主体：宮古市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
	(13)-B 地区	事業名称：漁業集落防災機能強化事業（摺待地区） 実施主体：宮古市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり（第1工区・第2工区） 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		
平成24年度～平成27年度		
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）

整 理 番 号	事 業 区 分	図 面 記 号	変更等する土地利用基本計画等	変更等 の 別	変更等する部分の 面積(ha)		備 考
					拡 大	縮 小	
該当なし							

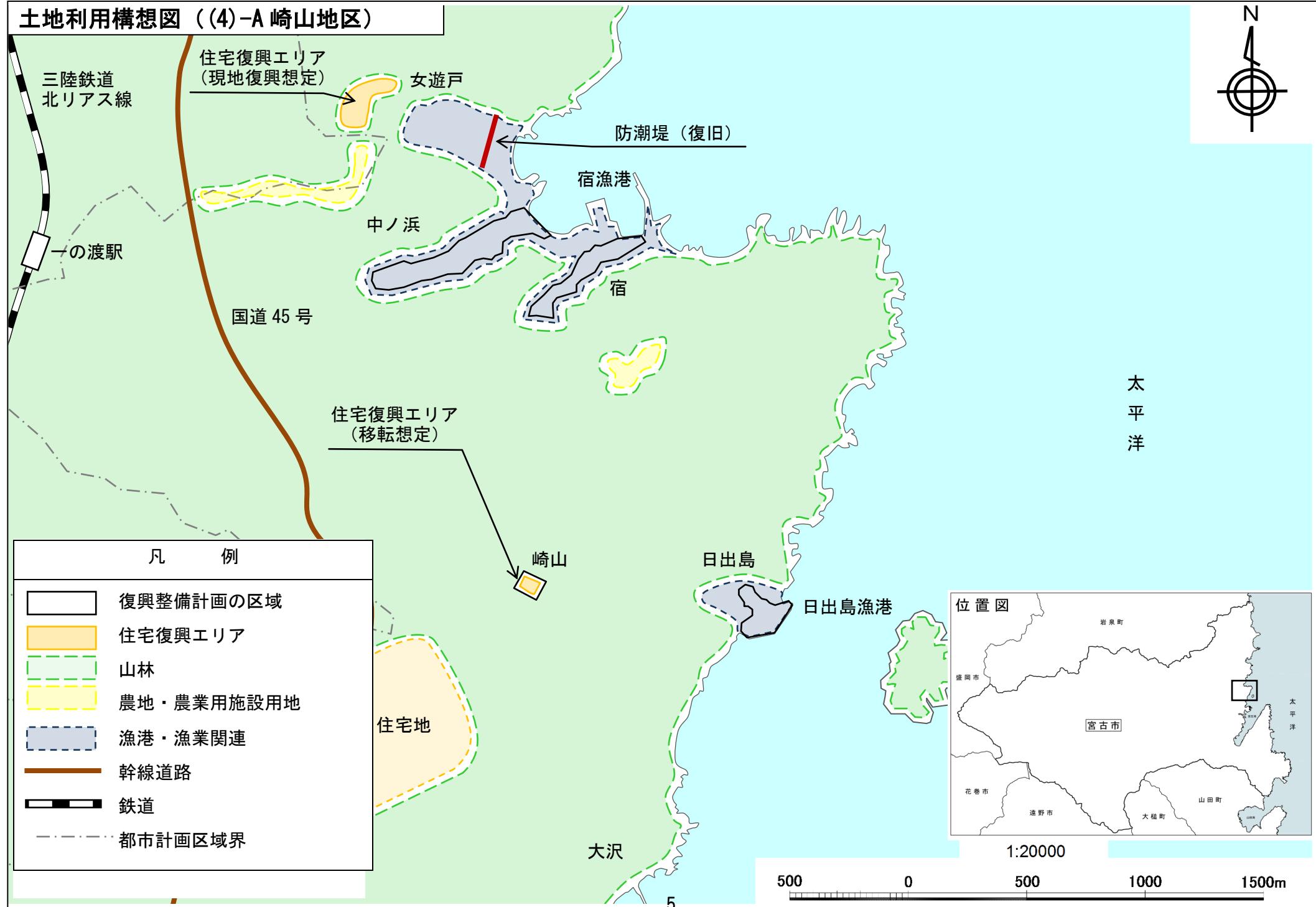
- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理番号	事業区分	図面記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園法	漁港漁場整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	集団移転促進事業	(4)-A地区					○						
2	その他施設の整備に関する事業	(13)-A地区					○						
3	その他施設の整備に関する事業	(13)-B地区					○ 第1工区						
4	その他施設の整備に関する事業	(13)-B地区					○ 第2工区						

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

土地利用構想図 ((4)-A 崎山地区)



土地利用構想図 ((13)-A 追切・浦の沢地区)



宮古湾

漁業集落復興エリア
(移転想定)

閉伊崎

太平
洋

追切漁港 追切

浦の沢

凡 例

- [White box] 復興整備計画の区域
- [Yellow box] 漁業集落復興エリア
- [Green dashed line] 山林
- [Yellow dashed line] 農地・農業用施設用地
- [Blue dashed line] 渔港・漁業関連

位置図



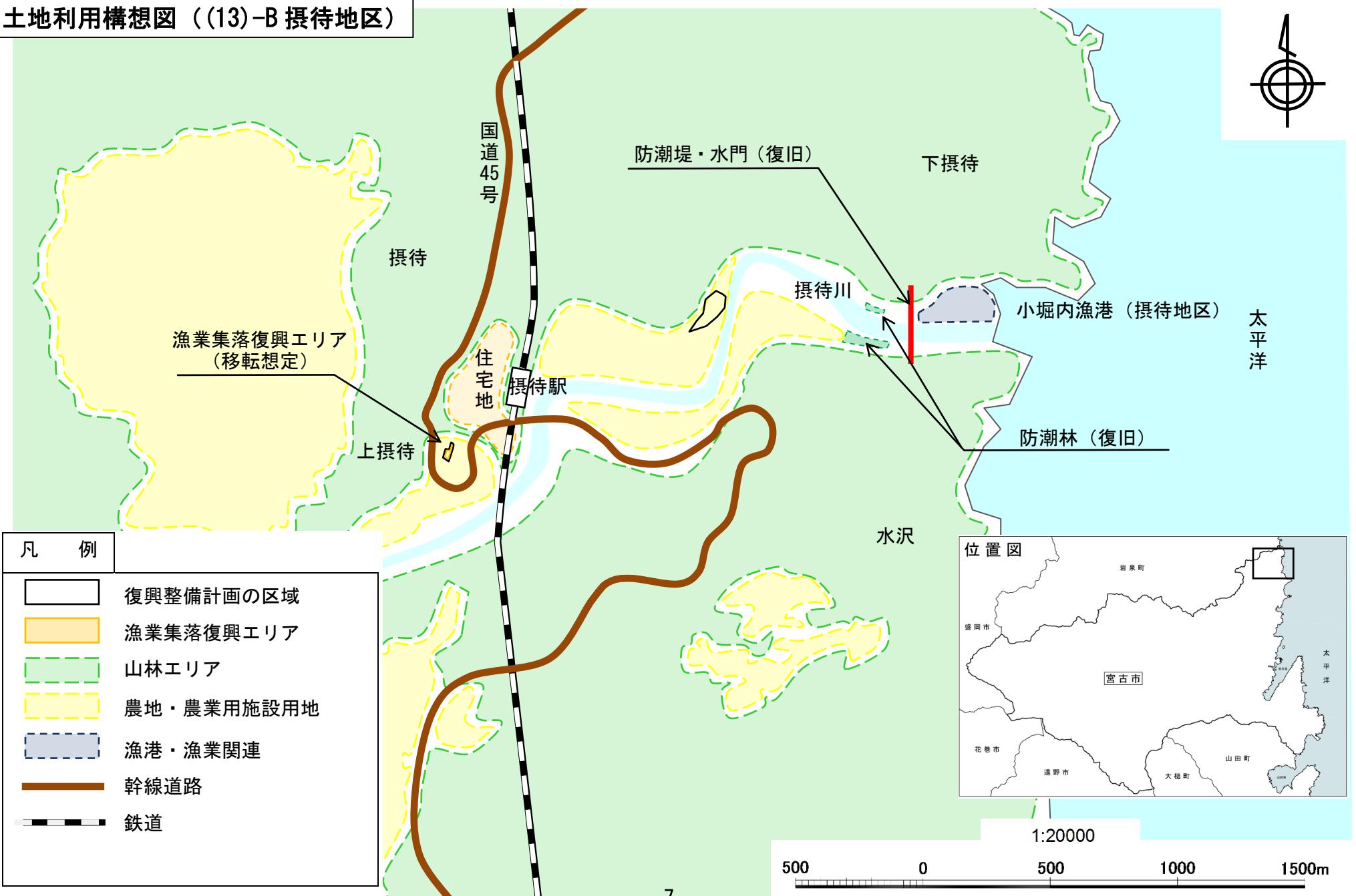
1:20000

500 0 500 1000 1500m

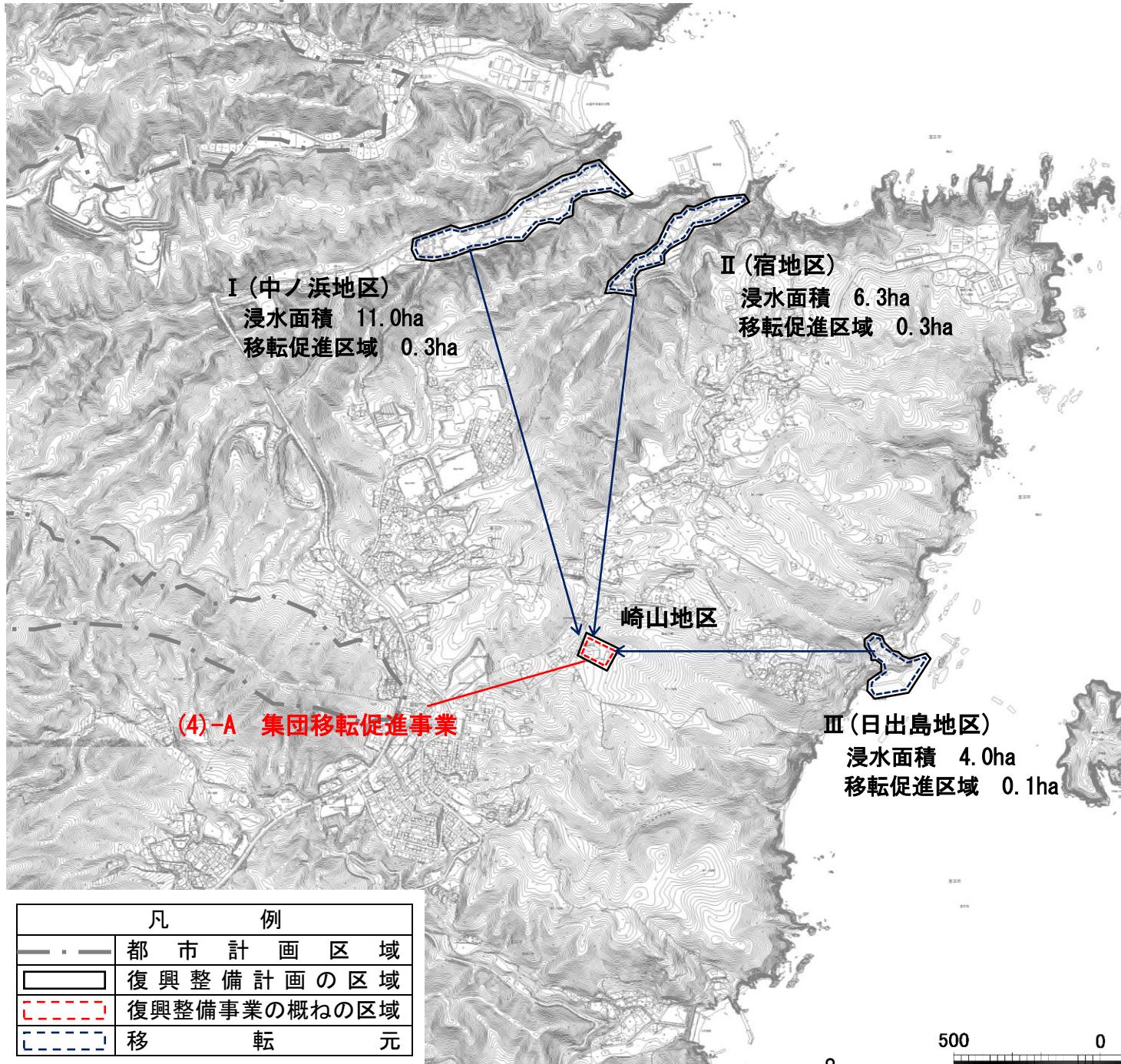
土地利用構想図 ((13)-B 摂待地区)



太平洋



復興整備事業総括図 ((4)-A 崎山地区)



復興整備事業総括図 ((13)-A 追切・浦の沢地区)



(13)-A その他施設の整備に関する事業

I (追切地区)

浸水面積 2.6ha
移転対象区域 0.1ha

追切・浦の沢地区

II (浦の沢地区)

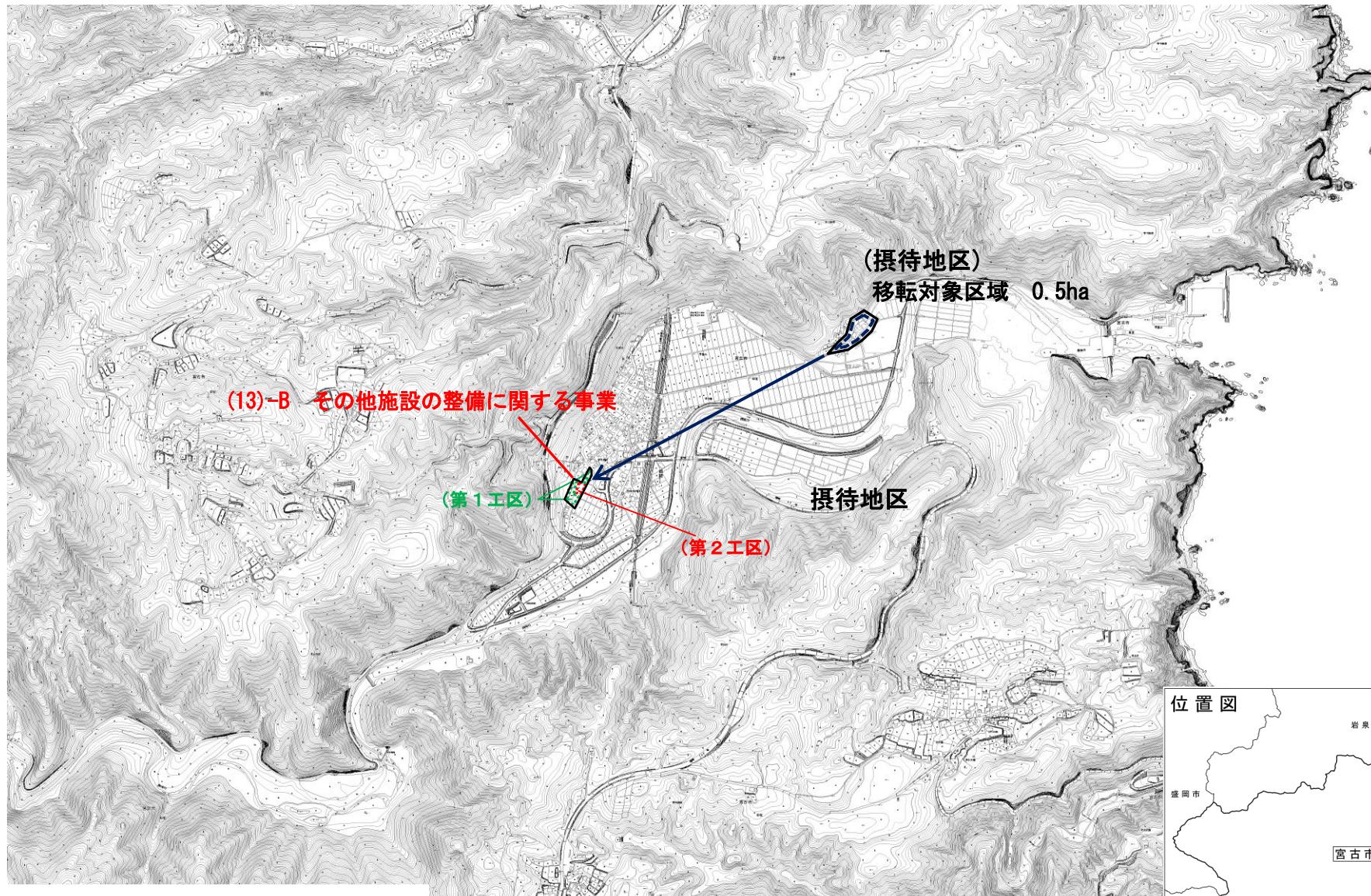
浸水面積 2.9ha
移転対象区域 0.1ha

凡 例	
	復興整備計画の区域
	復興整備事業の概ねの区域
	移 転 元

1:20000
500 0 500 1000 1500m



復興整備事業総括図 ((13)-B 摂待地区)



	都 市 計 画 区 域
	復興整備計画の区域
	復興整備事業の概ねの区域
	移 転 元



1:20000

500 0 500 1000 1500m

様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

- 被災した農地（約76ha）や農業用施設等については、農地等災害復旧事業等（県事業：71ha、H23～H25）により早期復旧に取組み、営農再開を支援するとともに担い手の確保及び育成を進め、農業の復興及び再生を図ります。
- 水稻、野菜（ピーマン、きゅうり等）、果樹（りんご）、花き（りんどう、小ぎく）等を組み合わせた複合経営による生産性の高い農業を促進するとともに、農地の有効活用や農作業の効率化、生産コストの低減を図ることにより農業の振興を図ります。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

- 被災した農地のうち、摂待地区、津軽石・赤前地区及び田老野中地区においては、農山漁村地域復興基盤総合整備事業（県事業）を活用してほ場整備を実施し、区画整理・農地の集約化を図ります。
 - ・摂待地区：被害面積17ha・整備面積23ha（連担する未被災農地を含む。）
 - ・津軽石・赤前地区：被害面積32ha・整備面積25ha
 - ・田老野中地区：被害面積6ha・整備面積6ha
- 農業の復興に向けた地域の経営再開マスタープランを作成し、集落における農業経営のあり方について検討するとともに、集落の中心となる経営体の育成に努めます。
- 沿岸部平地の農地（赤前地区）は、引き続き水稻を中心とし、内陸部の農地は、多品目栽培による複合経営により生産性の向上を図ります。
- 産直施設（摂待、鍬ヶ崎地区）の再興を支援するほか、農業生産力の再生・向上を高めるため、冷涼な気象条件を活かした野菜（ほうれん草）の導入を推進するなど特色ある農作物生産を推進します。

- (注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。
- (2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）

- 農山漁村地域復興基盤総合整備事業（県事業）により、区画整理を実施する摂待地区、津軽石・赤前地区及び田老野中地区については、非農用地区域と農用地区域の見直しを行い、農用地区域に編入する農地は、優良農地として確保します。
- 住宅地等への農地転用は、被災前の状況を踏まえて必要最小限とともに、復旧した農地は、優良農地として引き続き確保するため適切に管理します。

② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）

- 被災した農地は、農地として復旧・復興することを基本とします。
- 地域ぐるみの農業の推進により、低利用農地での飼料作物の生産や雑穀等の作付けを進め、土地の有効利用を図ります。
- 住宅地等の移転跡地（追切地区、浦の沢地区の一部及び摂待地区）については、農業用施設用地としての活用を図ります。

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり

- (注) (1) 1 の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。
- (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスターplan及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道県の知事の意見（法第 49 条第 2 項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

なし

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

(別紙様式 1)

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面 積				事業主体	施 行 定 度	予定人口(世帯数)の規模等	土地利用区分	移転元との関連
					うち農地面積	うち農振地域面積	うち農用地区域面積					
(4)-A地区	崎山地区	集団移転促進事業	住宅地	0.8ha	0.1ha	0.8ha	0.1ha	宮古市	H24～H27	30人(11戸)	非線引き都市計画区域の用途地域外	移転元 I (中ノ浜地区)11.0ha (移転促進区域0.3ha)、 非線引き都市計画区域の用途地域外、28人(8戸) 移転跡地：防災林 II (宿地区)6.3ha (移転促進区域0.3ha)、 非線引き都市計画区域の用途地域外、20人(8戸) 移転跡地：防災林 III (日出島地区)4.0ha (移転促進区域0.1ha)、 非線引き都市計画区域の用途地域外、13人(4戸) 移転跡地：防災林
(13)-A地区	追切・浦の沢地区	その他施設の整備に関する事業	住宅地	0.2ha	0.2ha	0.2ha	0.2ha	宮古市	H24～H25	5人(2戸)	都市計画区域外	移転元 I (追切地区)2.6ha (移転対象区域0.1ha)、 都市計画区域外、4人(1戸) 移転跡地：漁業関連用地、 農業用施設用地 II (浦の沢地区)2.9ha、 (移転対象区域0.1ha) 都市計画区域外、1人(1戸) 移転跡地：漁業関連用地、 農業用施設用地

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面 積	うち農地面積	うち農振地域面積	うち農用地区域面積	事業主体	施行年度	予定人口(世帯数)の規模等	土地利用区分	移転元との関連
(13)-B 地区	摺待地区	その他施設の整備に関する事業	住宅地 (内訳) 第1工区 (内訳) 第2工区	0.3ha 0.27ha 0.07ha	0.3ha 0.20ha 0.07ha	0.3ha 0.20ha 0.07ha	0.1ha 0.05ha 0.07ha	宮古市	H24～H25	7人 (3戸) 6人 (2戸) 1人 (1戸)	都市計画区域外	移転元0.5ha (移転対象区域0.5ha)、 都市計画区域外、7人(3戸) 移転跡地：農業用施設用地
計				1.3ha	0.6ha	1.3ha	0.4ha			42人 (16戸)		

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているもの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- (3) 「予定人口(世帯数)の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口(世帯数)は、「移転元」の移転人口(世帯数)と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（I、II、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口(世帯数)及び移転跡地の利用計画等を記載する。

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

2 調整措置概要

地区名：(4)-A 崎山地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況													
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況						
						受益面積・ 施設等							
該当なし													
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策													
住宅団地の汚水排水は区域内の浄化槽で処理した上、雨水排水とともに地区外の既設水路に接続するので影響を及ぼさない（海域へ自然放流）。また、周辺農地への出入りに対して影響を及ぼさない。													
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定													
集団移転促進事業の実施状況に応じて農用地利用計画を変更する。													

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定期について記載する。

① 農業関係施策との調整状況							
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	
							該当なし
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策							
住宅団地の汚水排水は区域内の浄化槽で処理した上、雨水排水とともに地区外の既設水路に接続するので影響を及ぼさない（海域へ自然放流）。 また、周辺農地への出入りに対して影響を及ぼさない。							
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定							
漁業集落防災機能強化事業の実施状況に応じて農用地利用計画を変更する。							

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定期間にについて記載する。

① 農業関係施策との調整状況							
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	
該当なし							
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策							
住宅団地の汚水排水は宅地内の浄化槽で処理した上、水質汚濁防止法の規制に基づき地下浸透処理するので影響は及ぼさない。雨水排水は地区外の既設水路に接続するので影響を及ぼさない（河川へ自然放流）。また、周辺農地への出入りに対して影響を及ぼさない。 <u>なお、地区内の既設水路については、代替水路を整備し付け替えるので周辺農地へ影響を及ぼさない。</u>							
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定							
漁業集落防災機能強化事業の実施状況に応じて農用地利用計画を変更する。							

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定期について記載する。

様式第13 法第49条第4項第4号関係（農地転用の許可）

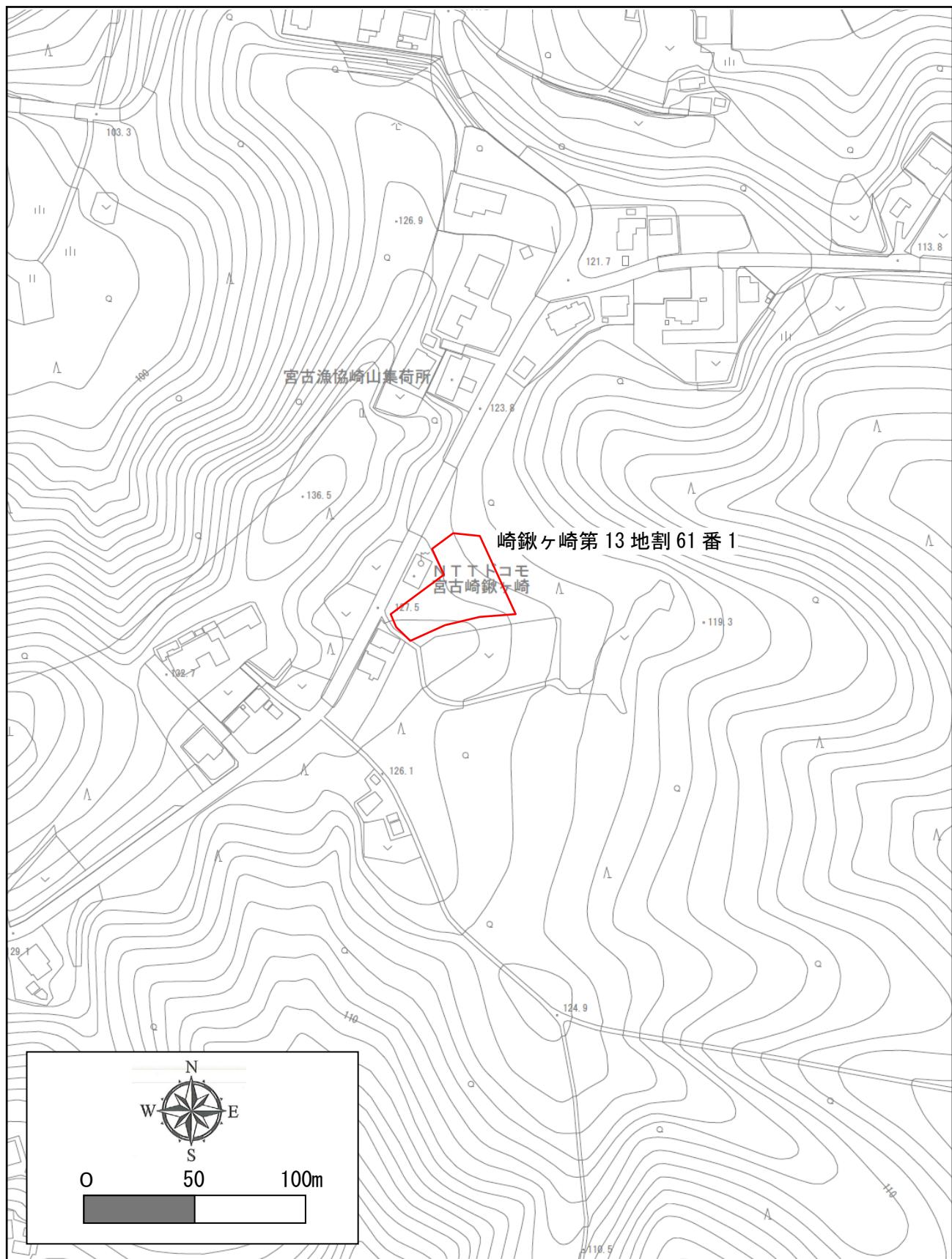
農地法（知事許可）

農地法第5条第1項の許可に関する事項

図面記号	事業名	地区名		事業主体			
(4)-A地区	集団移転促進事業	崎山地区		宮古市			
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (m ²)	土地利用区分	
			登記簿	現況		農振法	都市計画法
	宮古市崎鋤ヶ 崎第13地割	61番1	畑	畑	1,353	農用地区域	非線引き用 途地域外
計		1,353m ² (畑 1,353m ²)					
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要		住宅団地の汚水排水は区域内の浄化槽で処理した上、雨水排水とともに地区外の既設水路に接続するので影響を及ぼさない（海域へ自然放流）。また、周辺農地への出入りに対して影響を及ぼさない。					

位置図

集団移転促進事業(崎山地区)



様式第13 法第49条第4項第4号関係（農地転用の許可）

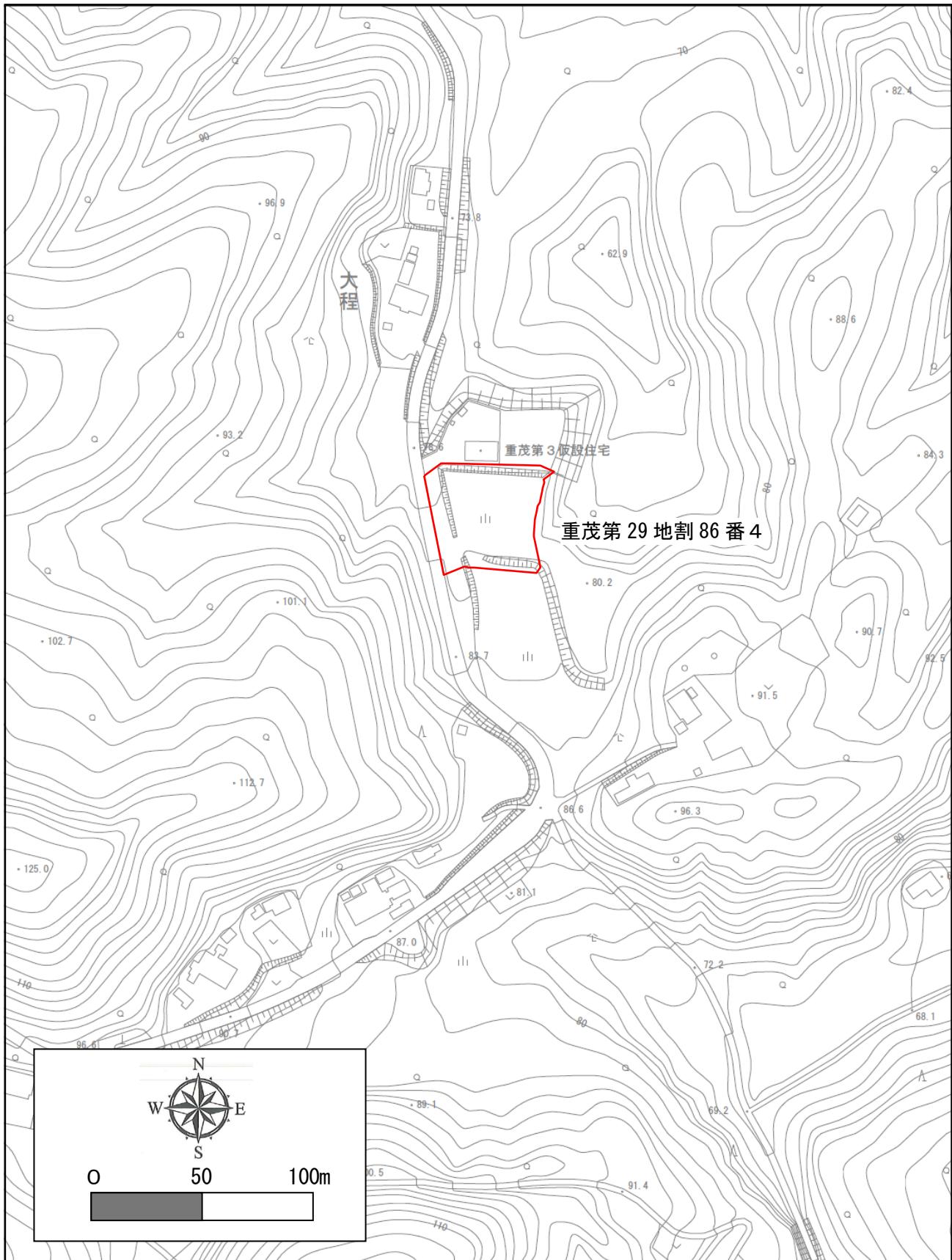
農地法（知事許可）

農地法第5条第1項の許可に関する事項

図面記号	事業名	地区名		事業主体	
(13)-A地区	漁業集落防災機能強化事業	追切・浦の沢地区		宮古市	
土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		土地利用区分
			登記簿	現 況	農振法
	宮古市重茂第29 地割	86番4	畠	畠	1,928 農用地区域 都市計画区域外
計		1,928m ² (畠 1,928m ²)			
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	住宅団地の汚水排水は区域内の浄化槽で処理した上、雨水排水とともに地区外の既設水路に接続するので影響を及ぼさない（海域へ自然放流）。また、周辺農地への出入りに対して影響を及ぼさない。				

位 置 図

漁業集落防災機能強化事業
(追切・浦の沢地区)



様式第13 法第49条第4項第4号関係（農地転用の許可）

農地法（知事許可）

農地法第5条第1項の許可に関する事項

図面記号	事業名	地区名	事業主体									
(13)-B地区	漁業集落防災機能強化事業	摂待地区 (第1工区)	宮古市									
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (m ²)	土地利用区分						
			登記簿	現況		農振法	都市計画法					
			別紙1のとおり									
計			3,215 (1,999) m ²		(田 — m ² 畑 3,215 (1,999) m ²)							
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要												
住宅団地の汚水排水は宅地内の浄化槽で処理した上、水質汚濁防止法の規制に基づき地下浸透処理するので影響は及ぼさない。雨水排水は地区外の既設水路に接続するので影響を及ぼさない（河川へ自然放流）。また、周辺農地への出入りに対して影響を及ぼさない。なお、地区内の既設水路については、代替水路を整備し付け替えるので周辺農地へ影響を及ぼさない。												

[注] () は、国土調査による実測面積（未登記）である。

(別紙1) 土地の所在等

所 在	地 番	地 目		面 積 (m ²)	土地利用区分	
		登記簿	現 況		農振法	都市計画法
宮古市田老子上摂待	16番1	畠	畠	1,949 (338)	農振地域内農用 地区域外	都市計画区域外
宮古市田老子上摂待	23番	畠	畠	829 (1,143)	農振地域内農用 地区域外	都市計画区域外
宮古市田老子上摂待	24番3	田	畠	437 (518)	農用地	都市計画区域外
計3筆 3,215 (1,999) m ² (田 — m ² 畠 3,215 (1,999) m ²)						

[注] () は、国土調査による実測面積（未登記）である。

様式第13 法第49条第4項第4号関係（農地転用の許可）

農地法（知事許可）

農地法第5条第1項の許可に関する事項

図面記号	事業名	地区名	事業主体				
(13)-B地区	<u>漁業集落防災機能強化事業</u>	摂待地区 (第2工区)	宮古市				
			地番	地目	面積 (m ²)	土地利用区分	
土地の所在等	土地の所在	登記簿		現況	農振法	都市計画法	
		<u>宮古市田者字上摂待</u>	<u>24番4</u>	<u>田</u>	<u>661</u> <u>(712)</u>	<u>農用地</u>	<u>都市計画区域外</u>
		計	1筆	661 (712) m ²	(田 661 (712) m ² 畑 - m ²)		
転用することによつて生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要		住宅団地の汚水排水は宅地内の浄化槽で処理した上、水質汚濁防止法の規制に基づき地下浸透処理するので影響は及ぼさない。雨水排水は地区外の既設水路に接続するので影響を及ぼさない（河川へ自然放流）。また、周辺農地への出入りに対して影響を及ぼさない。なお、地区内の既設水路については、代替水路を整備し付け替えるので周辺農地へ影響を及ぼさない。					

[注] () は、国土調査による実測面積（未登記）である。

位 置 図

漁業集落防災機能強化事業
(摂待地区)

